

# 県営・市営住宅 入居者募集のご案内

指定管理者：県北住宅管理センター



県営・市営住宅の情報は、インターネットでも確認できます。

## 県北住宅管理センター

(一社) 宮崎県宅地建物取引業協会

<http://m-takken.or.jp>

お問い合わせ先 県営住宅：☎ 0120-38-0502

延岡市営住宅：☎ 0120-38-0452

日向市営住宅：☎ 0120-01-3151

### ご注意

- 1) 抽選結果による仮当選者及び補欠者の方にはその旨をご連絡致しますが、落選された方にはご連絡致しませんので予めご了承ください。
- 2) 申込み冊子等のお取寄せまたは入居申込書の発送において郵送等をご希望される場合の送料は、入居希望者のご負担になります。
- 3) ご不明な点等ございましたら各窓口までお問い合わせください。

## 目 次

### 1 「入居の申込みをする」前に、御理解いただきたいこと ······ 1 ~

- ◆公営（県営・市営）住宅とは
- ◆入居の申込みをするためには、「申込み資格」を満たすことが必要です
- ◆特に住宅に困窮している世帯を、抽選段階において優遇しています（優先入居）
- ◆入居者を選考した後、入居者資格を審査しています（事後審査制）
- ◆県営・市営住宅の種類
- ◆共同住宅上の様々なルールを守る必要があります
- ◆入居する際の収入基準について

### 2 入居までの流れ ······ 5

県営・市営住宅定期募集の申込みから入居まで

### 3 入居の申込み ······ 6 ~

- (1) 入居の申込方法
- (2) 注意事項
- (3) 「県営・市営住宅入居者選考申込書」の記載手順
- (4) 申込み資格
  - ① 現在、住宅に困っていること
  - ② 同居親族等があること
  - ③ 収入基準を満たしていること
  - ④ 県税・市税等の滞納がないこと
  - ⑤ 過去、公営住宅等の家賃の滞納がないこと
  - ⑥ 入居申込者又は同居親族等が暴力団員でないこと

### 4 入居者の選考 ······ 10 ~

- (1) 選考の流れ
- (2) 抽選倍率の優遇措置
- (3) 入居補欠者について
- (4) 優先入居対象世帯一覧表

### 5 入居者資格の審査 ······ 13 ~

- (1) 仮当選の失格事項
- (2) 注意事項
- (3) 提出する証明書類
- (4) 証明書類の説明

### 6 入居の手続き等について ······ 17 ~

- (1) 手続内容
- (2) 入居後の諸注意
- (3) シルバーハウジング住宅について
- (4) 高齢者改善住戸について

[別表] 令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）  
公営住宅・住所・学校区（参考資料）

## 1 「入居の申込みをする」前に、御理解いただきたいこと

### ■公営（県営・市営）住宅とは

公営（県営・市営）住宅（中堅所得者向け住宅を除く）は、所得が低く、住宅に困っている方のための住宅です。このため、入居収入基準以下の方々のみが公営住宅に入居できます。また、公営住宅に入居できない方との公平を図る観点から、入居後に入居収入基準を超えることになった方については、「割増家賃」などの措置が講じられる「収入超過者制度」と「高額所得者制度」が設けられています。

詳しくは、18ページの「収入超過者・高額所得者について」をご覧ください。

### ■入居の申込みをするためには、「申込み資格」を満たすことが必要です

次の全ての要件に該当することが必要です。詳しくは、8～9ページをご覧ください。

- (1) 現在、住宅に困っていること
- (2) 同居親族等があること
- (3) 収入基準を満たしていること
- (4) 県営住宅は、県税及び市町村民税の滞納がないこと。市営住宅は、県税及び市税等の滞納がないこと。
- (5) 過去、公営住宅等の家賃の滞納がないこと
- (6) 入居申込者又は同居親族等が暴力団員でないこと

### ■特に住宅に困窮している世帯を、抽選段階において優遇しています（優先入居）

11～12ページに記載している優先入居対象世帯のいずれかに該当する方は、抽選の際に優遇され、当選確率が高くなる制度があります。

### ■入居者を選考した後、入居者資格を審査しています（事後審査制）

入居希望者にとって負担感の大きい「申込み時」の添付書類の提出を省略し、入居者選考の抽選に当選した方のみに資格審査を行う「事後審査」を実施しています。

このため、申込み時に「申込み資格」や「優先入居対象世帯」に該当しているかどうかを、申込者が判断していただくことになります。

仮当選したあとに「申込み資格がなかった」場合、「優先入居対象世帯ではなかった」場合には「失格」となりますので、十分にご確認の上お申込みください。

「申込み資格」及び「優先入居対象世帯」の詳細については、8～12ページをご覧ください。

このご案内で分からぬ場合やご不明な点がある場合には、県北住宅管理センターにお問い合わせの上、ご確認後お申込みください。

## ■県営・市営住宅の種類

県営・市営住宅を下記のような種類に区分して募集しています。お申込みされる住宅の種類をよく確認してからお申込みください。詳細は県北住宅管理センターまでお問い合わせください。

### 【県営住宅】

- (1) 一般向け住宅
- (2) 高齢者改善住宅

### 【延岡市営住宅】

- (1) 一般向け住宅
- (2) シルバーハウジング住宅
- (3) 高齢者向け住宅
- (4) 身体障がい者向け住宅
- (5) ひとり親世帯向け住宅
- (6) 特定公共賃貸住宅  
(中堅所得者向け)

### 【日向市営住宅】

- (1) 一般向け住宅
- (2) 高齢者向け住宅
- (3) 障がい者向け住宅
- (4) 特定公共賃貸住宅  
(中堅所得者向け)
- (5) 単独市営住宅

## ■共同生活上の様々なルールを守る必要があります

県営及び市営住宅は共同住宅であるため、入居者の皆さんのが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことが守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり住宅の明渡しの対象にもなりますので、ルール（共同区域の清掃を含む。）を念頭に置きお申込みください。

### (1) ペットの飼育の禁止

県営・市営住宅では、犬・猫等の動物類を飼養することはできません。

### (2) 違法駐車の禁止

県営・市営住宅には、駐車場がある住宅と駐車場がない住宅があります。

駐車場がある住宅については、原則として1世帯につき1区画限りとなります（原則として自動車の大きさは、長さ490cm、幅180cm以下で、自家用自動車であること）。複数台の車をお持ちの方は、民間駐車場等の保管場所をご自分で確保していただくことになります。

県営・市営住宅の指定駐車場以外の駐車は、他の人の迷惑になりますので絶対にしないでください。

### (3) 騒音など迷惑行為の禁止

県営・市営住宅は、共同住宅ですので、近隣の住民に迷惑となる行為は禁止です。お隣のテレビ、ステレオなどの音、上階での物音などはうるさく聞こえるものです。お互いに迷惑をかけないよう十分注意してください。

### (4) 自治会費（共益費）について

県営・市営住宅は、入居者が協力しあい、共同で管理運営しなければならないことがたくさんあります。 **特に団地生活上必要な共用部分の電気料、水道料などの費用は、共益費として入居者全員が負担することになっております。**

共益費は各団地によって異なりますので、各団地の入居者で構成する自治会等へお問い合わせください。

## ■入居する際の収入基準について

### (1) 一般階層の収入基準

申込者本人と同居者全員の年間合計所得から公営住宅法で定める控除額<sup>※注1</sup>を差し引いて12で割った月あたりの所得（月額所得）が158,000円以下であることが条件になります。

[158,000円≥(年間合計所得－公営住宅法で定める控除額)÷12月]

※注1 4ページ「公営住宅法で定める控除額」を参照してください。

### (2) 裁量階層<sup>※注2</sup>の収入基準

60歳以上世帯、障がい者等世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯等については、月額所得が214,000円以下であることが条件になります。

※注2 9ページ「③収入基準を満たしていること」を参照してください。

### (3) 延岡市営住宅の「若者定住」と「ニュータウン北方」は収入基準が違いますので事前にご相談ください。

○所得要件に該当するかの判断には、次の早見表を参考にしてください。

- ・下表は給与所得が世帯に1人の場合であり、金額はあくまで目安の数値になります。
- ・世帯内で2人以上に給与所得がある場合は、全員の所得を合計し、下表の年間合計所得を参考に判断してください。
- ・【一般階層】: P 4 「公営住宅法で定める控除額」を控除後の月額所得が158,000円以下
- ・【裁量階層】: P 4 「公営住宅法で定める控除額」を控除後の月額所得が214,000円以下

○その他、不明な点などは下記までお問い合わせください。

#### 県北住宅管理センター

県営住宅 0120(38)0502 E-mail:n-kenjyu@m-takken.or.jp

延岡市営住宅 0120(38)0452 E-mail:n-shijyu@m-takken.or.jp

県北住宅管理センター(日向営業所) E-mail:h-shijyu@m-takken.or.jp

日向市営住宅 0120(01)3151

#### 参考

区分	同居人数	年間給与収入	年間合計所得
一般階層	0人	2,967,999円以下	1,996,000円以下
	1人	3,511,999円以下	2,376,000円以下
	2人	3,995,999円以下	2,756,000円以下
	3人	4,471,999円以下	3,136,000円以下
	4人	4,947,999円以下	3,516,000円以下
裁量階層	0人	3,887,999円以下	2,668,000円以下
	1人	4,363,999円以下	3,048,000円以下
	2人	4,835,999円以下	3,428,000円以下
	3人	5,311,999円以下	3,808,000円以下
	4人	5,787,999円以下	4,188,000円以下

#### (4) 特定公共賃貸住宅（入居相談は随時受け付けています。）

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者を対象とした住宅で入居できる所得額の要件が県営住宅や市営住宅より上に設定されている住宅です。

※入居できる所得の条件は、申込者本人と同居者全員の年間合計所得から「公営住宅法で定める控除額」を差し引き12で割った月額所得が158,000円を超える259,000円（日向市については487,000円）以下であることが条件となります。

#### 特定公共賃貸住宅の戸数と家賃

【延岡】西階すみれ団地 全6戸 61,700円

曾立北団地（北川地区） 全16戸 46,000円

【日向】寺迫住宅 全4戸  
中野原住宅 全4戸 } ※家賃は所得に応じて決定します。

#### (5) 単独市営住宅

日向市が国の補助を受けずに建設した住宅です。所得制限はありません。

【日向】鶴野内住宅 全3戸 33,000円

#### (6) 公営住宅法で定める控除額

控除の種類	対象者	控除額	備考
(1) 給与所得者等控除	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	1人につき100,000円 ※該当する方の所得が100,000円以下の場合はその額	
(2) 同居親族及び扶養親族控除	本人以外で、収入の有無に関わらず同居又は扶養している親族の方	1人につき380,000円	
(3) 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	1人につき100,000円	
(4) 特定扶養親族	扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方（同居・非同居に関わらず年額所得48万円未満であること）	1人につき250,000円	(3) 又は(4)の控除を受ける方は(5)(6)との重複可能
(5) 障がい者	申込者・扶養親族のうち、次のいずれかを所持している方 ○身体障害者手帳3～6級 ○精神障害者保健福祉手帳2～3級 ○療育手帳B1～B2	1人につき270,000円	(5)と(6) の重複は不可
(6) 特別障がい者	申込者・扶養親族のうち、次のいずれかを所持している方 ○身体障害者手帳1～2級 ○精神障害者保健福祉手帳1級 ○療育手帳A1～A2	1人につき400,000円	
(7) ひとり親控除	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち、次に掲げる要件を満たす場合。 1. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと 2. 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同一とする子（総所得金額等が48万円以下、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされる方を除く）がある 3. 本人の所得金額が500万円以下	1人につき350,000円 ※該当する方の所得が350,000円以下の場合はその額	(5)又は(6)の控除を受ける方は、(7)又は(8)との重複可能
(8) 寡婦控除	上記の「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない本人・同居人が以下のいずれかを満たす場合 1. 夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族があり、所得金額が500万円以下 2. 夫と死別してから婚姻しておらず本人の所得金額が500万円以下	1人につき270,000円 ※該当する方の所得が270,000円以下の場合はその額	
(9) 公営住宅法施行令に基づく控除	申込者本人あるいは同居親族の方で給与所得・年金雑所得がある方	※所得金額が10万円未満の場合は、その所得金額。 10万円以上は10万円	

## 2 入居までの流れ

### 申込み説明

- ▶申込みに必要な書類をお渡しいたします。
- ▶入居資格やその他必要事項についてご説明いたします。

### 申込書の受付

- ▶県営住宅・市営住宅とも各々 1 戸ずつ申し込みが出来ます。
- ▶受付番号をお知らせします。

あらかじめ指定された期限内に、「申込書」を提出しなければなりません。

郵送でお申込みの場合は、入居希望者ご本人により別紙にて所得等の資格審査をしていただいた後、県営・延岡市営は県北住宅管理センターへ、日向市営は日向営業所へ送付してください。

### 入居者の選考

- ▶公開抽選により、仮当選者と補欠者を決定します。
- ※仮当選者と補欠者には、担当管理会社からご連絡致しますが、落選された方にはご連絡致しませんので、予めご了承ください。

### 入居者資格の審査

- ▶仮当選者は、「資格審査対象者」として審査に必要な書類を持参の上、面接審査を受けていただきます。

審査の結果、「入居者資格」がないと判断された場合は、「失格」となります。

### 入居手続き

- ▶敷金の納付及び連帯保証人 1 名が連署した書面（県・日向市の場合は「誓約書」、延岡市は「請書」）を提出していただきます。
- ※市営住宅は家賃債務保証業者との保証委託契約がある場合は、連帯保証人の連署を必要としません。
- 所定の手続きを期限内に済まされない場合は、「失格」となります。

### 入 居

- ▶入居許可日から 15 日以内に入居する必要があります。

### 3 入居の申込み

#### (1) 入居の申込方法

提出する書類	「県営・市営住宅入居者選考申込書」・・・別紙 (1) 必要事項をもれなくご記入ください。 (2) 申込み時には、証明書類の提出は必要ありません。 (3) ひとり親（母子・父子）世帯、引揚者世帯、炭鉱離職者世帯、老人（高齢者）世帯、障がい者世帯、多子世帯、DV被害者世帯、犯罪被害者世帯、子育て世帯の方は、入居者の選考にあたって優遇措置がありますので、詳しくは、10~12ページをご覧ください。
申込受付期間	別紙「申込書の受付と抽選会のお知らせ」参照
申込先	地区管理会社及び県北住宅管理センター（日向営業所を含む）

#### (2) 注意事項

- ① 次のような場合、申し込まれても「失格」となりますので、十分ご理解の上、お申込みください。
- ▶ 同一人が、複数の申込用紙に記載されている場合〔申込みは、1世帯1通（1戸）に限ります。〕
- ▶ 申込受付期間外に申込まれた場合
- ▶ 指定の申込用紙以外で申込みをされた場合
- ▶ 申込用紙に必要な事項が記載されていない、又は不明な点があった場合
- ▶ 「申込み資格要件」に欠けている場合（詳しくは、8~9ページをご覧ください。）
- ▶ 単身で申込みされる場合、「単身可」と表示している住宅以外に申込まれた場合
- ▶ 家族を不自然に分割、又は合併しての申込みをした場合（※日向市は該当なし）  
　例えば、「戸籍上夫婦である一方が、離婚を前提とした申込み」や、「兄弟姉妹だけの申込み」などが該当します。
- ただし、配偶者からの暴力被害者（DV被害者）であることの公的機関の証明が受けられる方については、婚姻解消前でも申込みできる場合があります。
- ▶ 現在、公営住宅に住んでいる方が申込みをされた場合  
　ただし、婚姻による親世帯からの独立、または、事前に西臼杵支庁長、県土木事務所所長、延岡市長または日向市長により、やむを得ない理由による住み替えとして認められた場合を除きます。
- ▶ 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある場合  
　売却等の予定がある場合であって、資格審査時までに名義変更等が完了する場合を除きます。

### (3) 「県営・市営住宅入居者選考申込書」の記載手順

- 手順1 ► 「郵便番号」・「現住所」・「電話(携帯)番号」・「入居希望団地」を記入する。
- 手順2 ► 「申込み資格」について、事前に確認を行う。
- 手順3 ► 「優先対象資格確認欄」の該当するものを「○」で囲む。
- 手順4 ► 「申込みに来た人の名前、続柄」を記入する。
- 手順5 ► 記載内容について確認し、「嘘や偽りがないこと等」を誓約し、記名する。

#### 延岡市営住宅入居者選考申込書(令和 年 月 入居募集)

私は、延岡市営住宅に入居したいので、「入居者募集のご案内」の記載事項を了承の上、以下の通り申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と異なる場合は、失格とされても異議ありません。

(フリガナ)

#### 【手順5】

##### 申込者記名

※必ずこちらに記名押印し、下記の太線枠内をもれなく記入してください。

受付担当会社名

現住所	郵便番号( - - - )	希望する団地名・番号	受付番号	確認印
電話番号	市営住宅			一般
携帯番号				優先
				単身

氏名		続柄	生年月日	性別	勤務先・学校
市営 住宅 に入 居し よ うと する 方	1 2 3 4 5 6 7	本人 別 別 別 別 別 別			
計 名		※現在別居している方については、「別」を○で囲んでください。			

#### 【手順1】

- (1) 現在、住んでいる住宅の種類(該当するものに○を付け、必要事項を記入してください。)

ア **自分又は同居者の持家 → 原則、申込みできません**  
 イ 親族(親・子・兄弟姉妹・その他 \_\_\_\_\_)の家に同居  
 ウ 民間借家  
 エ 社宅・寮  
 オ 旧公団・公社住宅(名義人 \_\_\_\_\_)  
 カ 公営住宅(名義人 \_\_\_\_\_)  
 キ その他(具体的に \_\_\_\_\_)

- (2) 1か月の家賃はいくらですか。月額 \_\_\_\_\_ 円

- (3) 住宅に困っている理由(該当するものに○を付け、必要事項を記入してください。)

ア 他の世帯と同居して著しい不便を受けている。  
 イ 住宅がないため親族と同居できない。  
 ウ 適正な居住基準を確保できない。(間取り \_\_\_\_\_)  
 エ 勤務場所から著しく遠隔地に住んでいる。  
 (勤務地 \_\_\_\_\_ 通勤距離 約 \_\_\_\_\_ km)  
 オ 収入に比して過大な家賃の支払をしている。  
 カ その他( \_\_\_\_\_ )

- (4) 公営住宅等(都道府県営・市区町村営)家賃の支払いについて、次のどれにあてはまりますか。

ア滞納がない イ滞納がある → **申込みできません**

- (5) 市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等の支払い状況について、次のどれにあてはまりますか。

ア滞納がない イ滞納がある → **申込みできません**

- (6) 市営住宅に入居しようとする方の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する暴力団員がいますか。

アいえん イ います → **申込みできません**

#### 【手順2】

#### 優先対象資格確認欄

優先入居対象となる方は、抽選の際に優遇され、当選率が高くなりますので、「入居者募集のご案内」の10~12ページをご確認の上、該当する項目を全て「○」で囲んでください。

ア 配偶者のない者(これに準ずる者を含む。)で20歳未満の子を扶養している、ひとり親世帯である(資格審査時点での籍離婚が成立していない方、内縁・事実婚の方は対象外です。)

イ 引揚者世帯である。

ウ 炭鉱離職者世帯である。

エ 60歳以上の者のみで構成されている世帯である。(申込み時点) (ただし、60歳未満の配偶者、18歳未満の方60歳未満の障害者でもよい。)

オ 障がいのある方を含む世帯である。  
 (身体障害者手帳の1級から4級、精神障害者保健福祉手帳の1級から2級、療育手帳のA又はB) 1指定、難病の方(氏名) 身体・精神・療育 1級)

カ 18歳未満の児童を3人以上扶養している多子世帯である。  
 (申込み時点)

キ DV被害者世帯である。

ク 犯罪被害者世帯である。

ケ 子育て世帯(小学校入学前の子がいる世帯)である。

**重要** いずれも資格審査の際に証明書類の提出が必要です。

優先権を受けて当選された方が、証明書類を提出できない場合は、入居資格を満たしている場合であっても当選は【無効】となります。

#### 単身入居資格確認欄

単身で入居申込みされる方は、該当する項目に「○」を付けください。(資格審査時点で戸籍上配偶者のないことが必要です。また、「單身可」の住宅しか申込みできません。)

ア 60歳以上の方

イ 身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級から3級をお持ちの方、精神障がい

度に相当する知的障がいの方

ウ 戰傷病者(特別負傷から第6項症まで又は第1款症)

エ 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定)

オ 生活保護受給者又は一定の要件を満たす中国残留邦人等

カ 海外からの引揚者(引揚後5年を経過していない方)

キ ハンセン病療養所人所者等

ク 配偶者等からの暴力被害者

(裁判所発行の保護命令決定書等)

申込みに来た人 ※申込み時に署名してください	【手順4】
申込者との関係	

1. 昼間に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。
2. 黒か青のペンで丁寧に記入してください。
3. 消せるボールペンは使用しないでください。
4. 書き間違えたときは、取消線を引いて訂正印を押してください。

※県営のみ書き間違えた際は、取り消し線を引いて『本人による訂正』と記入して下さい。

#### (4) 申込み資格

次の6つの要件を満たすことが必要です。

##### ①現在、住宅に困っていること

次のような場合等が該当します。

- 1 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。
- 2 住宅がないため親族と同居することができない。
- 3 住宅の規模、間取りと世帯構成との関係から、適正な居住基準を確保できない。
- 4 住宅がないために勤務地から著しく遠隔地に居住している。
- 5 収入に比して著しく過大な家賃を支払っている。

##### 注意事項!

- ▶ 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある場合は、原則として申込みできません。売却等の予定がある場合であっても、資格審査時までに名義変更が完了していない場合、入居資格がないものとします。
- ▶ 現在、公営住宅(県営・市営住宅等)にお住まいの方は、原則として申込みできません。ただし、やむを得ないと認める場合は受け付けることもあります。
- ▶ 生活保護受給世帯は、申込みをする前に担当ケースワーカーに相談してください。

##### ②同居親族等があること

入居後1か月以内の結婚を予定している婚約者、及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情がある方(双方に戸籍上の配偶者がないこと等、条件があります。)里子、同性パートナー(住宅に同居する間有効なパートナーシップ宣誓をしている方に限ります。)も同居親族に含みます。

ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、「単身」でも申込みができます。

- 1 60歳以上の方
- 2 身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方  
精神障害者保健福祉手帳1級から3級をお持ちの方  
精神障がいの程度に相当する知的障がいの方
- 3 戦傷病者(特別項症から第6項症まで又は第1款症の方)
- 4 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定を受けている方)
- 5 生活保護受給者又は一定の要件を満たす中国残留邦人等
- 6 海外からの引揚者(引揚後5年を経過していない方)
- 7 ハンセン病療養所入所者等
- 8 配偶者等からの暴力被害者(裁判所から保護命令が出ているか、女性相談支援センター等の証明が受けられる方)※生活の根拠を共にする(婚姻に類する)交際相手を含む。
- 9 次のいずれかの地域内にある県営住宅への入居を希望する者  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域【\*高千穂町】  
山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部を含む市町村の区域【\*延岡市、日向市、高千穂町】  
半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部を含む市町村の区域
- 10 日向市営住宅へ入居を希望する場合は、成年に達している方

##### 注意事項!

- ▶ 単身で申込みができる住宅は、「単身可」の住宅に限ります。  
単身可の住宅とは、次の小規模住宅が該当します。  
県: 2DK以下又は住戸専用面積55m<sup>2</sup>未満  
(上記9の条件のみに該当する方は、対象地域の県営住宅に限り単身での申込みが可能です。)  
延岡市: 島浦、北浦、北方、北川を除き、2DK以下または住戸専用面積55m<sup>2</sup>未満  
日向市: 住戸専用面積65m<sup>2</sup>未満
- ▶ 市営住宅においては、いずれの場合でも、「常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であること」が必要です。ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要としている方でも、その心身の状況に応じた介護を受けられる場合は申込みできます。

### ③収入基準を満たしていること（3～4ページで確認してください）

県及び市の条例に規定する収入（所得月額）が15万8千円以下であること。（一般世帯）

ただし、次のいずれかに当てはまる世帯（裁量階層世帯）については、入居収入基準が、21万4千円以下に緩和されます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方を含む世帯
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から2級までの障がいのある方を含む世帯
- 3 障がいの程度欄が「A」又は「B1」（日向市営住宅は「B2」も可）の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
- 4 60歳以上の方のみ（18歳未満の方を含んでもよい）で構成される世帯
- 5 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者のいずれかに該当する方を含む世帯
- 6 入居予定日現在で、小学校就学の始期に達するまでの子どものいる世帯

#### 注意事項！

►裁量階層（上記1～6に該当し、15万8千円を超える21万4千円以下の収入がある世帯）として入居した世帯が、上記1～6に該当しなくなった時点で15万8千円を超える収入がある場合は、「収入超過者」として割増家賃が課されます。また、収入超過の額及び期間によっては、民間賃貸住宅並みの家賃が課されることがあります。  
※世帯の収入（所得月額）は、3～4ページで確認してください

### ④県税・市税等の滞納がないこと

資格審査時に、次の書類によって滞納がないことを確認します。

#### 1. 県営住宅

- ① 西臼杵支庁長、県税・総務事務所長が発行する「県税に未納がないことの証明書」
  - ② 各市町村長が発行する「市（町・村）県民税の納税証明書」
- ※県税には、自動車税、個人県民税、個人事業税、不動産取得税等があります。

#### 2. 市営住宅

- ① 納税課、市民課及び各総合支所の市民サービス課で市税の滞納がないことの証明を受けた書類
- ※市税には、市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税等があります。

### ⑤過去、公営住宅等の家賃の滞納がないこと

公営住宅等とは、都道府県営住宅や市区町村営住宅など、地方公共団体が住民に賃貸する住宅のことです。資格審査時に完納証明書を提出していただきます。

### ⑥入居申込者又は同居親族等が暴力団員でないこと

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員のことです。

入居者の選考後、仮当選された「資格審査対象者」について宮崎県警察本部に対する照会を行います。その結果、暴力団員であることが判明した場合、仮当選を取り消します。

## 4 入居者の選考

抽選会を行い、各団地の部屋ごとに仮当選者（資格審査対象者）及び入居補欠者を選考します。抽選会には、代理の方が出席しても構いません。

### (1) 選考の流れ

#### ① 受付番号の交付

「入居者選考申込書」が提出されると、受付番号を交付します。

申込日現在で「優先入居対象世帯」となる方は、抽選番号を2～5個交付します。詳しくは、次の「(2) 抽選倍率の優遇措置」をご覧ください。

#### ② 選考方法

抽選は、入居申込者の代表者2名及び各自治体の代表者の立ち会いのもと、公正な抽選により、全募集住戸の仮当選者及び補欠者を決定します。

抽選方法は、部屋ごとに申し込まれた受付票を抽選ボックスの中にすべて投入し、その中から仮当選者の受付票を順番に引き抜く方法で行います。

#### ③ 抽選結果

部屋が決定した当選者には、関係書類をお渡しします。また、後日、資格審査を行いますので、詳しくは、13～17ページをご覧ください。

### (2) 抽選倍率の優遇措置

#### ① 抽選倍率の優遇措置とは

「優先入居対象世帯」の方については、全入居申込世帯に交付される受付番号に加え、各優先入居の要件に該当するごとに受付番号を1つずつ交付します。

ただし、1世帯に対して交付される受付番号の上限を5個までとします。

#### ② 優先入居対象世帯とは

資格審査日現在で、11～12ページの「優先入居対象世帯一覧表」に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯の方が対象となります。

#### ③ 注意事項

申込み時に資格証明書類等の提出は必要ありませんが、「資格審査事」には、証明書類等の提出が必要になります。身体障害者手帳等は原本をご提示いただき、コピーをとらせていただきます。

なお、「優先入居対象世帯」でないことが判明した場合は、「失格」となります。

### (3) 入居補欠者について

抽選の結果、入居補欠者として登録された方は、今回の募集の当選者（資格審査対象者）が失格あるいは辞退する等、応募した住宅に空きが出た場合は資格審査の上入居が出来ます。ただし、県営住宅の有効期限は今回の募集住戸の入居日の翌日から起算して1か月の間といたします。市営住宅は次回の募集の公示の前日までとなっています。

また、入居補欠者として登録されても、資格審査で欠格事項があれば入居出来ないこともありますので、予めご理解をお願いいたします。

入居補欠者の方は、県北住宅管理センターからの連絡を受けてから、資格審査に必要な書類を取りそろえるようにしてください。

(4) 優先入居対象世帯一覧表

優先対象世帯	要件	証明書類等
アひとり親世帯 (母子世帯・父子世帯)	<p>配偶者のない者（これに準ずる者を含む。）で20歳未満の子を扶養している者の世帯であること</p> <p>配偶者のない者に準ずる者は、次の各号の一に該当する者であること</p> <p>(1) 配偶者の生死が明らかでない者で、次の①～③のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①船舶の沈没等や航空機の墜落等により行方不明となった者で、3月以上その生死が明らかでない者</li> <li>②死亡の原因となるべき危機に遭遇した者のうち、その危機が去った後1年以上その生死が明らかでない者</li> <li>③3年以上その生死が明らかでない者</li> </ul> <p>(2) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者で、次の①～③のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級1級</li> <li>②身体障害者福祉法による障害等級1級及び2級</li> <li>③精神保健及び精神障害者福祉法による障害等級1級</li> </ul> <p>(3) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者で、当該配偶者が1年以上拘禁されており、かつ、今後1年以上拘禁される予定である者</p> <p>(4) 婚姻によらないで父又は母となった者で現に婚姻をしていない者</p> <p>ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁・事実婚）を除く。</p>	<p>戸籍謄本</p> <p>(1) 警察署等の長が発行する行方不明者届受理証明書</p> <p>(2) 障害基礎年金証書の写し又は身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>(3) 刑務所等の長が発行する拘禁証明書</p>
イ引揚者世帯	<p>次の各号の条件を具備する者の世帯であること</p> <p>(1) 海外からの引揚者（中国残留邦人を含む）で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(2) 厚生労働省又は都道府県から引揚証明書等の交付を受けた者</p>	引揚証明書等
ウ炭鉱離職者世帯	<p>炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、次の各号の一に該当する者の世帯であること</p> <p>(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が貸与する移転就職者用宿舎（以下「移転就職者用宿舎」という。）に現に入居している者</p> <p>(2) 広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職し、かつ、当該就職後2年を経過していない者</p>	炭鉱離職者手帳
エ老人（高齢者）世帯	<p>60歳以上の者のみで構成されている世帯であること（ただし、その民法上の親族で次の各号の一に該当する者は含まれてもよい。）</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 18歳未満の児童</p> <p>(3) オの(1)～(5)のいずれかに該当する方</p>	特になし

才障がい者世帯	入居者又は同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号の一に該当する方の世帯であること (1) 恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同表別表第1号表の3の第1項症の障がいのある方 (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から2級までの障がいのある方 (4) 障がいの程度欄が「A」又は「B1」の療育手帳の交付を受けている方(日向市は「A」「B1」「B2」) (5) 別表の対象疾患に該当する難病患者の方	障害者手帳(写) 療育手帳(写) (5) 医師の診断書、もしくは、特定疾患医療受給者証等又は障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証等の写し
力多子世帯	18歳未満の児童が3人以上いる世帯	特になし
キDV被害者世帯	1. 県営住宅・日向市営住宅 次の各号の一に該当する者の世帯であること (1) 配偶者等※からの暴力を理由として女性自立支援施設又は母子生活支援施設に保護された者で、保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (2) 裁判所がした保護命令の申立てを行った者で当該命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していない者 (3) 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターその他配偶者等※からの暴力の被害者の保護を行う機関等において、被害を受けている旨の証明若しくは確認がされている者 ※生活の本拠を共にする(婚姻に類する)交際相手を含む  2. 延岡市営住宅 次の各号の一に該当する方の世帯であること (1) 配偶者等※からの暴力を理由として女性相談支援センターに一時保護された方又は一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 (2) 配偶者等※からの暴力を理由とした母子生活支援施設の入所者又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 (3) 裁判所がした保護命令の申立てを行った方で当該命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していない方 ※生活の本拠を共にする(婚姻に類する)交際相手を含む	(1)一時保護等証明書 (2)保護命令決定書 (3)配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書  (1)(2)施設長による証明書 (3)保護命令決定書
ク犯罪被害者世帯	犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者の世帯(前項に掲げるDV被害者世帯を除く。) (1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方 (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために住宅に居住し続けることが困難となった方	都道府県警察本部への調査同意書
ケ子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯	特になし

【別表】は19ページに掲載しています。

## 5 入居者資格の審査

抽選で仮当選した「資格審査対象者」の方は、次の書類をそろえて資格審査を受けてください。

県営・市営住宅の入居資格があることを書類で確認でき、下記の「失格事項」に該当しない場合にのみ、「入居者」として決定します。

### (1) 仮当選の失格事項

- ① 資格審査ならびに実態調査の結果、虚偽の事実が判明した場合
- ② 資格審査日に連絡無く欠席した場合
- ③ 資格審査日に申込み資格の確認に必要な全ての書類が提出できない場合
- ④ 申込書に不正の記載があった場合
- ⑤ 申込み資格要件に欠けていることが判明した場合
- ⑥ 家族を不自然に分割、又は合併している場合  
(夫婦の別居、兄弟姉妹だけの申込みは原則できません。)
- ⑦ 申込み時点と資格審査・入居時で入居予定者等が変わる場合（出生は除く。）
- ⑧ 結婚予定で申込みをされた方で、入居可能日から起算して30日以内に入籍及び同居しない場合（延岡市は3月以内に入居となっています。）
- ⑨ 退職予定で申込みをされた方で、入居可能日の前日までに離職票などの公的証明書の提出がない場合
- ⑩ 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある方で、資格審査日までに登記名義変更等が完了しない場合

### (2) 注意事項

- ① 書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を提出していただきますのでご承知ください。
- ② 提出書類等の内容について、勤務先等への照会等実態調査を行う場合がありますので、予めご承知ください。

### (3) 提出する証明書類

- ① 各世帯の「収入状況」等を証明する書類

14～15ページの「収入状況等を証明する書類一覧」をご確認ください。

（表の見方）

手順1▶入居申込者や同居予定者全員について、それぞれ該当する「所得者の区分」の欄を選ぶ。

ただし、県営の場合は義務教育修了前の方、また市営の場合は15歳以下の方及び学生については、収入の算定に要する書類（所得証明書等）は不要です。

手順2▶申込日現在の就職状況等に応じて、それぞれ該当する「欄①～⑭」を選ぶ。

手順3▶上記1及び2で選択した欄に○及び●印が記載された証明書類を用意する。

◆県営住宅・・・収入状況等を証明する書類一覧

所得者の区分	収入を証明する書類 現在の状況 〔就職時期等により提出して いただく書類が違いますので ご注意ください。〕	県営住宅入居申込書	収入申告書	住民票	所得証明書	県税に未納がないことの証明書	住民税の納税証明書	収入証明書	収支明細書	給与等の源泉徴収票（※2）	年金の源泉徴収票（※2）	退職を証明する書類（※3）	生活保護受給証明書	年金の証書の写し
給与所得者	① 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	<input type="radio"/>			<input checked="" type="radio"/>									
	② 前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までに1年以上経過している方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>											
	③ 前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までの勤務期間が1年未満の方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>											
	④ 最近まで主たる収入者の扶養になっており、最近就職した方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>											
自営業者等（※1）	⑤ 前年1月1日以前から引き続き営業している方	<input type="radio"/>			<input checked="" type="radio"/>	●前年分の確定申告書の写し								
	⑥ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>										
	⑦ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>										
	⑧ 最近まで主たる収入者の扶養になっており、最近営業を始めた方	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>										
年金受給者	⑨ 前年1月1日以前から現在の年金を受給している方	<input type="radio"/>				<input checked="" type="radio"/>								
	⑩ 前年1月2日以降に新たに現在の年金を受給している方	<input type="radio"/>						<input checked="" type="radio"/>						
その他	⑪ 失業中の方	<input type="radio"/>				<input checked="" type="radio"/>								
	⑫ 生活保護受給者	<input type="radio"/>				<input checked="" type="radio"/>								
	⑬ 義務教育修了前の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	⑭ 学生の方（義務教育修了後） ※就労している方は上記①～⑧による	<input type="radio"/>												

※1 自営業者等には、ピアノ教師や保険外交員も含まれます。

※2 資格審査の実施時期が、当年の「所得証明書」が発行されない概ね1月～5月時に必要です。

※3 離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（雇用保険の加入が無い方は、旧勤務先の退職証明書）の写しが必要になります。

◆市営住宅・・・収入状況等を証明する書類一覧

所得者の区分	収入等を証明する書類  現在の状況 〔就職時期等により提出して いただく書類が違いますので ご注意ください。〕	市営住宅入居申込書※市税等完納確認印	収入申告書	住民票	所得証明書	収入証明書	離職票又は雇用保険受給者資格証	生活保護受給証明書
延岡市営住宅	①前年1月1日以前から現在の勤務先に引き継ぎ勤務している方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	②前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までに1年以上経過している方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●	●	
	③前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までの勤務期間が1年未満の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●	●	
	④最近まで主たる収入者の扶養になっており最近就職した方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●		
	失業中の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		●	
	生活保護受給者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			●
	学生の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			大学生の方は 学生証の写し	
日向市営住宅	①現在の勤務先に1年以上勤務している方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●		
	③前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までの勤務期間が1年未満の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●	●	
	④最近まで主たる収入者の扶養になっており最近就職した方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●		
	失業中の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		●	
	生活保護受給者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			●
	学生の方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		大学生の方は 学生証の写し		

② 世帯ごとの状況を証明する書類

次の方は、14～15ページの書類の他に、次の書類が必要になります。

世帯の状況	証明書類
婚約中の方	婚約証明書
寡婦、ひとり親の方	戸籍謄本（必要に応じ、11ページ表中の証明書等）
単身で申込みされる方	戸籍謄本
障がいのある方	障がい者手帳（難病の方は、12ページ表中の診断書等）
別居扶養親族がいる方	1 県営住宅においては、別居扶養親族の健康保険証、又は扶養者の源泉徴収票の写し、若しくは確定申告書の写し（上記書類だけでは条件を満たしていることが確認できない場合は、別途、事實を確認できる書類の提出が必要となります。） 2 市営住宅においては、学生の場合は、学生証の写し 学生以外は、住民票
海外引揚者、戦傷病者、炭鉱離職者、ハンセン病療養所入所者等	その事実を証明する書類
退職予定の方	退職予定証明書
学生の方 ※市営住宅のみ	在学証明書（又は学生証の写し）
配偶者等からの暴力被害者の方 (生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者を含む)	1.県営住宅・日向市営住宅 ①施設長発行の一時保護等証明書、裁判所発行の保護命令決定書、婦人相談所発行の配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は配偶者暴力相談支援センター等発行の公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書 ②戸籍謄本 ③婚姻解消していない場合は、離婚の意思を確認する書類（申立書又は離婚調停中を証明するもの） 2.延岡市営住宅 ①施設長発行の一時保護等証明書又は裁判所発行の保護命令決定書 ②戸籍謄本 ③婚姻解消していない場合は、離婚の意思を確認する書類（申立書又は離婚調停中を証明するもの）
犯罪被害者世帯の方	都道府県警察本部への調査同意書
里子と同居される方	児童（延長者）措置決定通知書（児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）別記様式第16号）の写し
同性パートナーと同居される方 ※延岡市営住宅、日向市営住宅、延岡市及び日向市内の県営住宅のみ	1.延岡市及び日向市内の県営住宅 パートナーシップ宣誓を行ったことが確認できる証明書の写し 2.延岡市 延岡市パートナーシップ宣誓書受領証の写し 3.日向市 日向市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

(4) 証明書類の説明（丸数字は14～15ページの表中の番号です。）

証明書の名称	説明
住民票	世帯主・続柄・筆頭者氏名等の記載があり、かつ、同居される家族全員が記載されているものを提出してください。
所得証明書	各市町村の窓口で、所得金額及び扶養家族の有無等を確認できる（控除明細付）証明書の発行を受けてください。
県税・市税に未納がないことの証明	県営住宅は県税・総務事務所で「県税・市税に未納が無いことの証明書」及び市役所等で「市県民税に未納がないことの証明書」を、市営住宅は納税課・市民課で、「市税に未納がないことの証明」を受けてください。
収入証明書	<p>②の場合</p> <p>現在の勤務先で、申し込む月の前月から過去1年間分の収入証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む）</p> <p>③・④の場合</p> <p>現在の勤務先で、就職した月から申し込む月の前月までの収入証明、また一度も給与をもらっていない方は、翌月の見込金額の収入証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む）</p>

収支明細書	⑥の場合	申し込む月の前月から過去1年間分の所得を記入してください。
	⑦・⑧の場合	営業を開始した月から申し込む月の前月までの所得を記入してください。
年金の源泉徴収票	⑨・⑩の場合	前年分の源泉徴収票がない場合は、最近の年金払込通知書の写しまたは年金改定通知書の写しを提出してください。
退職予定証明書		入居可能日の前日までに退職予定の方が対象になります。

※公的機関の証明は、原則として発行から3か月以内のものが必要となります。

## 6 入居の手続き等について

### (1) 手続内容

入居の手続時には、次の手続きが必要です。なお、期限までに下記の手続ができない場合には、速やかに「県北住宅管理センター」へご連絡ください。

#### ▶緊急連絡人または連帯保証人が連署する「誓約書」、「請書」の提出

県の場合は、緊急連絡人が連署する「誓約書」を提出して頂きます。

日向市の場合は、連帯保証人が連署する「誓約書」・延岡市は「請書」を提出していただきます。

県は令和6年4月1日より連帯保証人を不要とする代わりに「緊急連絡人」を求ることになりました。

「緊急連絡人」とは入居者と連絡が取れないときなどに連絡先となる方で、法人も可となりました。

延岡市及び日向市の場合は、連帯保証人1名の「印鑑証明書」及び「市町村長が発行した所得証明書」の添付が必要です。

また、「連帯保証人」については、次の要件を満たすことが必要です。

①延岡市営住宅の場合は、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有し、市長が適当と認める者であること。

②日向市営住宅の場合は、市内等（東臼杵郡、児湯郡、延岡市を含む。）に居住し、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める者。ただし、入居決定者の3親等以内の血族及び姻族については、市外居住者でもよい。

※市営住宅においては、家賃債務保証業者等との保証委託契約がある場合は、連帯保証人の連署を必要としません。

#### ▶敷金の納付

**住宅使用料の3ヶ月分に相当する「敷金」を納付することが必要です。**

### (2) 入居後の諸注意

#### ▶住宅使用料及び駐車場使用料について

○住宅使用料及び駐車場使用料を滞納されると、明渡請求等の法的措置を行いますので、使用料は必ず期限までに「口座振替」または「納付書」によりお支払いください。

○住宅使用料は、毎年の収入申告に応じた額になります。

#### ▶収入申告について

県営・市営住宅では、毎年7月頃に収入申告書を提出していただきます。提出されない場合には、最高額の住宅使用料になりますので、ご注意ください。

### ▶収入超過者・高額所得者について

県営・市営等の公営住宅は、所得が低く住宅に困っている方のための住宅です。すでに所得が増えて、低額所得者でなくなった収入超過者や高額所得者が、このまま県営・市営住宅に住み続けることは、公営住宅の目的に反するものです。

従いまして、公営住宅の目的に沿うよう、「収入超過者」の方に対しましては、「明渡しの努力義務」を課すとともに、「割増使用料」をお支払いいただきます。

また、「高額所得者」の方に対しましては、住宅の明渡請求を行うとともに、最高額の住宅使用料をお支払いいただきます。

#### ○収入超過者とは

県営・市営住宅に3年以上入居し、認定された月収額が県や市の条例で定める基準（一般世帯の場合は、15万8千円、裁量階層世帯の場合は、21万4千円）を超えるもの

#### ○高額所得者とは

県営・市営住宅に5年以上入居し、認定された月収額が政令で定める基準（31万3千円）を最近2年続けて超えるもの

### ▶防火及び火災保険等への加入について

火災予防については、日常、特に細心の注意を払ってください。入居者の故意又は過失による火災で住宅等に損害を与えた場合、その入居者に損害を賠償していただきます。

なお、延焼が広範囲に亘る場合等においては、賠償金が高額になることもあります。万が一に備えて、火災保険等に加入されることをおすすめします。

保険の加入については、各損害保険会社へお問い合わせください。

### (3) シルバーハウジング住宅について

#### 1. シルバーハウジング住宅とは・・・

シルバーハウジング住宅は、市営住宅のうち特に高齢者が安全かつ快適な生活を営んでいただくことを目的とする住宅です。

一般の市営住宅との違いは、緊急通報装置が設置されていること、延岡市が委託して実施する安否の確認等見回り支援のサービスが受けられることです。

#### 2. 延岡市・日向市が実施するサービスは以下の通りです。

- ①毎月1回行う安否の確認等
- ②緊急時の対応

#### 3. シルバーハウジング住宅の入居資格

シルバーハウジング住宅の入居資格は、上記サービスを必要とされる方で、一般の市営住宅の入居資格の他に下表の内容に該当することが必要です。

■対象団地	市 営 住 宅 ( 延 岡 )
	西階すみれ団地(30戸) 一ヶ岡A団地(30戸)
■年齢等 (いずれかに該当)	①65歳以上の単身者世帯 ②65歳以上の高齢者のみからなる世帯 ③夫婦のみの高齢者世帯(一方が65歳以上であれば可)
■健康状態等	日常生活動作が全て可能で、かつ自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能等の低下等が認められ、又は高齢・障害等のため独立して生活するには、不安が認められる者である。
■住宅困窮度	住宅の困窮度が高く、家族による援助が困難な者である。

### (4) 高齢者改善住戸について

高齢者改善住戸は、老人（高齢者）世帯及び障がい者世帯を対象とした住戸です。原則として、それ以外の世帯は申込できません。

1. 老人(高齢者)世帯とは、申込書の「優先対象資格確認欄」の(エ)に該当する世帯です。
2. 障がい者世帯とは、申込書の「優先対象資格確認欄」の(オ)に該当する世帯です。

## 令和3年1月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

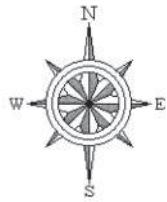
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病	185	先天異常症候群	277	肥厚性皮膚骨膜症
2	アイザックス症候群	94	限局性皮質異形成	186	先天性横隔膜ヘルニア	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
3	I g A腎症	95	原発性局所多汗症	○ 187	先天性核上性球麻痺	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
4	I g G4関連疾患	96	原発性硬化性胆管炎	188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	280	肥大型心筋症
5	亜急性硬性全脳炎	97	原発性高脂血症	189	先天性魚鱗癖	281	左肺動脈右肺動脈起始症
6	アシゾン病	98	原発性側索硬化症	190	先天性筋無力症候群	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
7	アッシャー症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	191	先天性グリコルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
8	アトピー性脊髄炎	100	原発性免疫不全症候群	192	先天性三尖弁狭窄症	284	ピカースタッフ脳幹脳炎
9	アペール症候群	101	顕微鏡的大腸炎	○ 193	先天性腎性尿崩症	285	非典型溶血性尿毒症症候群
10	アミロイドーシス	102	顕微鏡的多発血管炎	194	先天性赤球形球面異常性貧血	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
11	アラジール症候群	103	高I g D症候群	195	先天性僧帽弁狭窄症	287	皮膚筋炎/多発性筋炎
12	アルボート症候群	104	好酸球性消化管疾患	196	先天性大脑白質形成不全症	288	ひまん性汎細管支炎 ○
13	アレキサンダー病	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	197	先天性肺静脈狭窄症	289	肥満低換気症候群 ○
14	アンジエルマン症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	198	先天性風疹症候群	○ 290	表皮水疱症
15	アントレー・ビクスラー症候群	107	抗糸球系基底膜腎炎	199	先天性副腎低形成症	291	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)
16	イソ吉草酸血症	108	後縦韌帯骨化症	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	292	VATER症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	109	甲状腺ホルモン不応症	201	先天性ミオパチー	293	ファイファー症候群
18	一次性膜性増殖性系球体腎炎	110	拘束型心筋症	202	先天性無痛無汗症	294	ファロー四徴症
19	P 36欠失症候群	111	高チロシン血症1型	203	先天性葉酸吸収不全	295	ファンコニ貧血
20	遺伝性自己炎症疾患	112	高チロシン血症2型	204	前頭側頸葉変性症	296	封入体筋炎
21	遺伝性ジストニア	113	高チロシン血症3型	205	早期ミオクロニー脳症	297	フェニルケトン尿症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	114	後天性赤芽球病	206	総動脈幹遺残症	298	フォンタン術後症候群 ○
23	遺伝性脾炎	115	広範齻柱管狭窄症	207	総排泄腔遺残	299	複合カルボキシラーゼ欠損症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	208	総排泄腔外反症	300	副甲状腺機能低下症
25	ウィーバー症候群	117	抗リン脂質抗体症候群	209	ソット症候群	301	副腎皮質刺激ホルモン不応症
26	ヴィアリムズ症候群	118	コケイン症候群	210	ダイアモンド・ブラックファン貧血	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
27	ウィルソン病	119	コステロ症候群	211	第14番染色体父親性タイソミー症候群	303	ブラウ症候群
28	ウエスト症候群	120	骨形成不全症	212	大脳皮質基底核変性症	304	プラター・ウィリ症候群
29	ウェルナー症候群	121	骨髓異形成症候群	○ 213	大理石骨病	305	ブリオニ病
30	ウォルフラム症候群	122	骨髓線維症	○ 214	ダウン症候群	○ 306	プロビオン酸血症
31	ウルリッヒ病	123	ゴナドトロビン分泌亢進症	215	高安動脈炎	307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
32	HTLV-1関連脊髄症	124	5p欠失症候群	216	多系統萎縮症	308	閉塞性細管支炎
33	A T R - X症候群	125	コフィン・シリス症候群	217	タナトボリック骨異形成症	309	B-ケトオラーゼ欠損症
34	A D H 分泌異常症	126	コフィン・ローリー症候群	218	多発血管炎性肉芽腫症	310	ペーチェット病
35	エーラス・ダンロス症候群	127	混合性結合組織病	219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	311	ペスレムミオパチー
36	エプスタイン症候群	128	鰓耳腎症候群	220	多発性軟骨性外骨腫症	○ 312	ヘバリン起因性血小板減少症 ○
37	エプスタイン病	129	再生不良性貧血	221	多発性囊胞腎	313	ヘモクロマトーシス ○
38	エヌマエリ症候群	130	サイトメガロウイルス角膜内皮炎	○ 222	多膀胱症候群	314	ベリー症候群
39	遠位型ミオパチー	131	再発性多発軟骨炎	223	タンジール病	315	ペラード・ジルス角膜辺縁変性症 ○
40	円錐角膜	○ 132	左心低形成症候群	224	単心室症	316	ヘルオキシソーム病(副腎皮質ジストロフィーを除く。)
41	黄色網帶骨化症	133	サルコイドーシス	225	弾性線維性仮性黄色腫	317	片側脳膜・片麻痺・てんかん症候群
42	黄斑ジストロフィー	134	三尖弁閉鎖症	226	短腸症候群	○ 318	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
43	大田原症候群	135	三頭酵素欠損症	227	胆道閉鎖症	319	発作性夜間ヘモグロビン尿症
44	オクシビタリ・ホール症候群	136	CFC症候群	228	遲発性内リンパ水腫	320	ホモジスチン尿症 ※
45	オスラー病	137	シェーグレン症候群	229	チャージ症候群	321	ペルニッシュ病
46	カーニー複合	138	色素性乾皮症	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	322	ポルフィリソーム
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	139	自己貪食空胞性ミオパチー	231	中毒性表皮壞死症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
48	漬瘍性大腸炎	140	自己免疫性肝炎	232	腸管神経細胞僅少症	324	マルファン症候群
49	下垂体前葉機能低下症	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※)※	233	TSH分泌亢進症	325	慢性炎症性肺臓炎多発性炎炎/多発性運動ニユーロバチー
50	家族性地中海熱	142	自己免疫性溶血性貧血	234	TNF受容体関連周期性症候群	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
51	家族性B1リボタンパク血症1(ホモ接合体)※	143	四肢形成不全	○ 235	低ホスファターゼ症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
52	家族性良性慢性天疱瘡	144	シトステロール血症	236	天疱瘡	328	慢性脾炎 ○
53	カナバーン病	145	シトリン欠損症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
54	化膿性無菌性関節炎・壊瘍性膿皮症・アクネ症候群	146	紫斑病性腎炎	238	特発性拡張型心筋症	330	ミオクロニー欠神てんかん
55	歌舞伎症候群	147	脂肪萎縮症	239	特発性間質性肺炎	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
56	ガラクトース-1-リン酸ウリコトリルransフェラーゼ欠損症	148	若年性特発性關節炎	240	特発性基底核石灰化症	332	ミトコンドリア病
57	カルニチン回路異常症	149	若年性肺気腫	241	特発性小脳減少性疾患	333	無虹彩症
58	加齢黄斑変性	○ 150	シャルコー・マリー・トゥース病	242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	334	無脾症候群
59	肝型糖尿病	151	重症筋無力症	243	特発性後天性全身性無汗症	335	無リボタンパク血症
60	間質性膀胱炎(ハフナ型)	152	修正大血管転位症	244	特発性大脛骨頭壊死症	336	メープルシロップ尿症
61	環状20番染色体症候群	153	ジュベール症候群関連疾患	245	特発性多中心性キヤッスルマン病	337	メチルグルタコン酸尿症
62	関節リウマチ	154	ショワルツ・ヤンベル症候群	246	特発性門脈圧亢進症	338	メチルマロン酸血症
63	完全大血管転位症	155	徐波睡眠期持続性歯徐波を示すてんかん性脳症	247	特発性両側性音難聴	339	メビウス症候群
64	眼皮膚白皮症	156	神経細胞移動異常症	248	突発性難聴	○ 340	メンケス病
65	偽性副甲状腺機能低下症	157	神経輸送エフロード形を伴う遺伝性びまん性白質脳症	249	ドライ症候群	341	網膜色素変性症
66	ギャロウェイ・モフト症候群	158	神経線維腫症	250	中條・西村症候群	342	もやもや病
67	急性壊死性脳症	○ 159	神経エリチン症	251	那須・ハコラ病	343	モフト・ウイルソン症候群
68	急性網膜壊死	○ 160	神経有棘赤血球症	252	軟骨無形成症	344	薬剤性過敏症候群 ○
69	球脊髄性筋萎縮症	161	進行性核上性麻痺	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	345	ヤング・シンソン症候群
70	急速進行性系球体腎炎	162	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症	※ 254	22q11.2欠失症候群	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
71	強直性脊椎炎	163	進行性骨化性線維異形成症	255	乳幼児巨大血管腫	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
72	巨細胞性動脈炎	164	進行性多巣性白質脳症	256	尿素サイクリル異常症	348	4p欠失症候群
73	巨大静脈奇形(頸部口腔頸頭びまん性病変)	165	進行性白質脳症	257	ヌーナン症候群	349	ライソーム病
74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	166	進行性ミオクローヌスてんかん	258	ネイルバテラ症候群(爪蓋脳骨症候群)/LMX1B関連脳症	350	ラスマッセン脳炎
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	167	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	259	ネフロン病	※ 351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	260	脳クレアチン欠乏症候群	※ 352	ランドウ・クレーナー症候群
77	筋萎縮性側索硬化症	169	スタージ・エーバーー症候群	261	脳膜黄色腫症	353	リジン尿性蛋白不耐症
78	筋型糖尿病	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	262	脳表ヘモジデリン沈着症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
79	筋ジストロフィー	171	スミス・マギニス症候群	263	膿瘍性乾癬	355	両大血管右室起始症
80	クッシング病	172	スマモ	○ 264	囊胞性線維症	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
81	クリオビリン関連周期性熱症候群	173	脆弱X症候群	265	パーキンソン病	357	リンパ管筋腫症
82	クリップベル・トレノー・ウェーバー症候群	174	脆弱X症候群関連疾患	266	バージャー病	358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
83	クルーゾン症候群	175	成人スチール病	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	359	ルビンシュタイン・ティビ症候群
84	グルコーストランスポーター1欠損症	176	成長ホルモン分泌亢進症	268	肺動脈性肺高血圧症	360	レーベル遺伝性神経症
85	グルタル酸血症1型	177	脊髄空洞症	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
86	グルタル酸血症2型	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	270	肺胞低換気症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
87	クロウ・深瀬症候群	179	脊髄膜瘤	271	ハッチソン・ギルフォード症候群	363	レット症候群
88	クローン病	180	脊髄筋萎縮症	272	バット・キアリ症候群	364	レノックス・ガストー症候群
89	クロンカイト・カナダ症候群	181	セピアブレリン還元酵素(SR)欠損症	273	ハンチントン病	365	ロスマンド・トムソン症候群
90	癰瘍重積症(二相性)急性脳症	182	前眼部形成異常	274	汎発性特発性骨増殖症	○ 366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
91	結節性硬性化症	183	全身性エリテマトーデス	275	P C D H 19関連症候群		
92	結節性多発動脈炎	184	全身性強皮症	276	非ケトーシス型高グリシン血症		

# 公営住宅・住所・学校区(参考資料)

県北住宅管理センター

団地名	住 所	小学校	中学校	団地名	住 所	小学校	中学校	
市営 延岡市				県営 延岡市				
桜ヶ丘第1	桜ヶ丘3丁目7104-1	東 海	東 海	三ツ瀬	三ツ瀬町2丁目6番地1	恒 富	延 岡	
桜ヶ丘第2	桜ヶ丘3丁目7087-4			野 田	野地町6丁目5423	南 方	西 階	
桜ヶ丘第3	桜ヶ丘3丁目6990-2			希望ヶ丘	野地町6丁目5354-4			
桜ヶ丘第4	桜ヶ丘3丁目7186			昭 和	昭和町2丁目2233	岡 富	岡 富	
大 門	大門町548-1	東海東	東 海	大貫東	大貫町3丁目945	延 岡		
大 武	大武町191			浜 町	浜町554-2	緑ヶ丘		
松馬場	桜園町1	旭	旭	共 栄	共栄町71-8	恒 富	南	
昭和第1	昭和町2丁目2268番地4	岡 富	岡 富	塩 浜	塩浜2丁目1856-1	南		
昭和第2	昭和町2丁目2201			塩浜西	沖田町2241-7			
天神小路	天神小路299			塩浜南	塩浜2丁目1813-1			
野 地	野地町6丁目3295	南 方	西 階	一ヶ岡	北一ヶ岡3丁目	一ヶ岡	土々呂	
西階 はぎ	野地町6丁目5315			土々呂	土々呂町5丁目1524-1	土々呂		
西階 つつじ	野田町5110			県営 日向市				
西階 かえで	西階町1丁目4196番地			沖の下B	大字財光寺3130-4	財光寺南	財光寺	
西階 すみれ	西階町1丁目2368番地			古城ヶ鼻	大字富高6960番地5	富 高	日 向	
浜の山	緑ヶ丘3丁目15	緑ヶ丘	南	三ツ枝B	大字財光寺三ツ枝	財光寺南	財光寺	
旭ヶ丘北	旭ヶ丘3丁目4-2	伊 形	土々呂	川 路	大字財光寺	財光寺	財光寺	
旭ヶ丘南	旭ヶ丘6丁目4-1			塩見川西	比良町1丁目47			
一ヶ岡 A	北一ヶ岡1丁目			日知屋東	大字日知屋16263	日知屋東	富 島	
一ヶ岡 D	南一ヶ岡3丁目			県営 門川町				
一ヶ岡 E	南一ヶ岡6丁目9	一ヶ岡		加 草	大字加草1581	草 川	門 川	
市営 北方町				本 村	大字尾末2124	五十鈴		
川水流・東原・久保山・あけぼの・NT北方		北方学園		平 城	平城西5番5号			
市営 北浦町				下水流	上町4丁目24	門 川		
阿蘇・古江・宇和路・市振・宮野浦	北 浦	北 浦		宮ヶ原	宮ヶ原5丁目	門 川		
市営 北川町				県営 高千穂町				
白石中央・曾立・野峰	北 川	北 川		田口野 / 西町	三田井939番地8/三田井1195番地13	高千穂	高千穂	
市営 日向市				市営 日向市				
永田	大字塩見11087番地1	塩見	日 向	財光寺北	大字財光寺124番地1	財光寺	財光寺	
新財市	大字塩見1309番地			大原	大字財光寺2937番地1	財光寺南		
新財市南	大字塩見939番地1	富 高		木原	大字財光寺3445番地12			
後無田	大字富高6436番地3			美々津	美々津町2306番地2	美々津	美々津	
小松崎	大字富高276番地1			美々津駅前	美々津町2297番地1			
塩田	大字日知屋16196番地5	日知屋東		寺迫	東郷町大字山陰甲360番地39	寺迫	東郷学園	
櫛の山	大字日知屋1383番地6	日知屋	富 島	中野原	東郷町山陰乙913番地			
細島	大字細島667番地183	細 島		山陰	東郷町山陰丙1606番地1			
細島東部	大字細島311番地7			又江野	東郷町山陰丙1517番地 東郷町山陰丙1525番地1			
細島東部第2	大字細島270番地1			鶴野内	東郷町山陰幸519番地1 東郷町山陰幸511番地			
上納内	亀崎東2丁目14番地	(初等部・中等部)	平岩小中	本 村	東郷町坪谷170番地	坪 谷	東郷学園	
大王谷	大王町4丁目95番地			産 野	東郷町坪谷306番地1			
岩脇	大字平岩667番地1							
美砂	大字平岩10790番地1							



高千穂

県営住宅・日向市営住宅 指定管理者  
各管理会社(高千穂1社・日向4社)  
県北住宅管理センター(日向営業所) 所在図

(有)大成不動産

日向市鶴町1丁目7-7

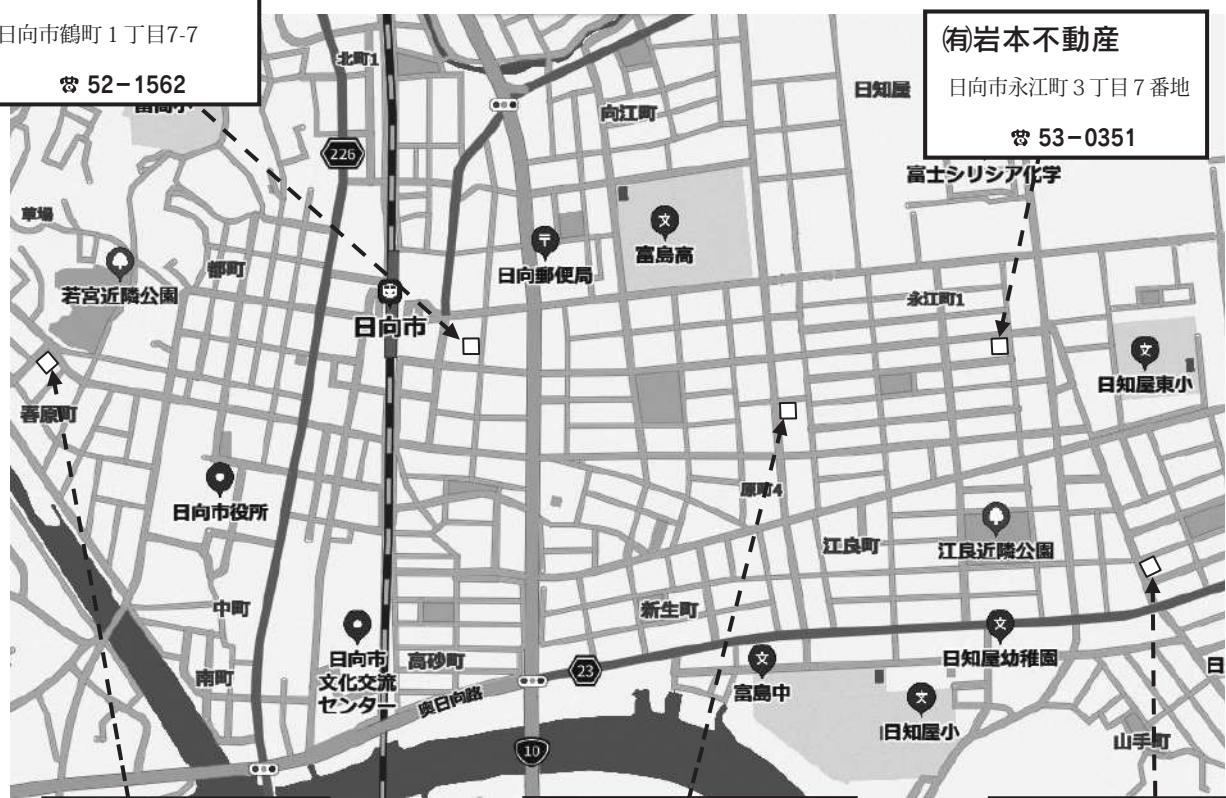
☎ 52-1562

(有)岩本不動産

日向市永江町3丁目7番地

☎ 53-0351

日  
向



県営住宅・延岡市営住宅 指定管理者

各管理会社(延岡10社)・県北住宅管理センター 所在図

